

ID: 261

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定の取消し等		
例規名 根拠条項	高根沢町下水道排水設備指定工事店規程 第10条第2項		
例規番号	平成30年企業管理規程第8号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (指定の取消し又は一時停止)</p> <p>第10条 管理者は、指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>2 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取消し又は一定期間を定めて停止することができる。</p> <p>(1) 条例又はこの規程等に違反したとき。</p> <p>(2) 業務に関し不誠実な行為があるなど、管理者が指定工事店として不相当と認めたととき。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日